

○習志野市住居表示審議会条例

昭和41年7月5日

条例第4号

(目的および設置)

第1条 本市の住居表示整備事業を合理的かつすみやかに推進するため、習志野市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示整備事業の実施に関し必要な調査および審議を行なうものとする。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の常任委員をもつて組織し、特別事項を調査審議するために必要があるときは専門委員を置くことができる。

(委員)

第4条 常任委員および専門委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 関係行政機関の職員

2 常任委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 専門委員は特別の事項に関する調査審議を終了したときをもつて退任するものとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり議事を整理する。

3 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによ

る。

(幹事および審議会の事務)

第7条 審議会に幹事を置き、職員のうちから市長が命ずる。

2 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

3 審議会の事務は、総務部において、これを処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年9月4日)

この条例は、公布の日から施行する。